

4－(6) 農業後継者等助成・報奨事業（農業法人雇用助成）実施要領

1 目的

農業法人が「かごしま就農・就業相談会」に出展し、雇用に結びつけることにより、農業従事者の確保を図る。

2 助成対象者

県内の農業法人で過去3年に実施した「かごしま就農・就業相談会」に出展し、面談した者を雇用した法人

3 助成額

1人当たり 100千円

4 事業の申請，決定等

(1) 農業法人は，申請書（別記様式第43号）に次の関係書類を添付し，県地域振興局・支庁を経由して提出する。

ア 新規就農・農業法人研修等希望カードの写し

イ 期間の定めのない雇用契約書の写し

ウ 個人情報保護の同意書 別記様式第5号

エ 助成金振込口座の写し

(2) 理事長は，提出された申請書を審査し適当と認めたときは，決定通知書（別記様式第44号）により申請者へ通知し，交付する。